

【会計・税制分野】

◆優秀

「クロスボーダーエクイティ・スワップにより生じる

配当相当額に対する源泉徴収税問題

～I.R.C.§871(m)による配当相当額の議論を参考に～」

倉田 将吾（税理士法人ジョイン合同税理士事務所、立命館大学
大学院経済学研究科 博士課程前期課程修了）

グローバルに繋がる現代社会においては、市場の変化を予測し、将来起こりうるリスクを回避することが不可欠である。そのようなリスク回避に使用される代表的な手法の一つがデリバティブ取引である。本稿の研究対象であるエクイティ・スワップは、デリバティブ取引の一形態であり、スワップ取引のうち一方または両方のキャッシュ・フローが、特定の株式の配当や株価等に連動しているものである。

従来の一般的な株式投資との相違点は、エクイティ・スワップが投資対象である株式のリスク部分だけを切り取り、その株式から生じるキャッシュ・フローのみを対象に取引を行う点である。すなわち、エクイティ・スワップでは、保有している株式のリスク部分であるそれらキャッシュ・フローを分離し、そのリスクを他者に移転することや実際には株式を保有せずともその株式から得られる配当や評価益等のキャッシュ・フローを手にすることを可能にする。このように、エクイティ・スワップは保有株式のリスク移転と新たな株式投資の融合という極めて経済合理性のある取引といえる。

しかし、クロスボーダー取引でエクイティ・スワップを行った場合、税制上の問題が生じる。我が国に恒久的施設（以下、PEとする）を有しない外国法人が、我が国の内国法人と我が国の内国法人の株式を参照とするエクイティ・スワップを締結した場合、現行法の下では、わが国の国内源泉所得である配当が配当相当額に変更され、その結果、配当と同様のキャッシュ・フローである配当相当額であっても、形式上、わが国の国内源泉所得から外れることになる。これは、外国法人が我が国の内国法人株式を直接保有している場合の取扱いと比べると整合性がとれておらず、我が国の課税権が確保できないこととなる。

このような、クロスボーダーエクイティ・スワップから生じる配当相当額の問題に対し、米国では2010年にI.R.C. § 871(m)を制定し、米国から国外に支払われる配当相当額に源泉徴収税を課すことにした。そして、I.R.C. § 871(m)の取り扱いに対する規則案等が2012年、2013年、2015年と公表され、現在も議論が続いている。従来、国境を跨ぐデリバティブ取引からの所得には、経済的意義を有するデリバティブ取引の普及を阻害しないために源泉

徴収を行わないのが国際的な慣行であったが、米国が課税にふみきったのは重要な変化であると思われる。

クロスボーダーエクイティ・スワップから生じる配当相当額の問題については中里氏の先行研究があるが、米国のI.R.C. § 871(m)制定以前のものであり、我が国の方向性等を示すにとどまっている。従って、本稿では、米国のI.R.C. § 871(m)の議論を参考に、我が国の方向性及び望ましい課税のあり方について考察するものとする。なお、同様の問題は有価証券貸借取引等においても起こりうるが、本稿では米国の現在の議論を参考とするため、エクイティ・スワップに焦点をあてて考察するものとし、外国法人が我が国の内国法人と我が国の内国法人の株式を参照とするエクイティ・スワップを締結し、当該外国法人が配当相当額を受け取る場面を前提とする。

第1章では、デリバティブ取引の一形態であるエクイティ・スワップの概要及び経済的意義について述べ、その税制上の取扱いを確認した。エクイティ・スワップは、現代の金融市場では、保有株式のリスク移転と新たな株式投資の融合という極めて経済合理性のある取引といえる。しかし、クロスボーダー取引において我が国にPEを有しない外国法人が我が国の内国法人とエクイティ・スワップを締結した場合、国内源泉所得である配当が国外源泉所得である配当相当額に変更され、その結果、我が国における配当に対する課税権が確保できていないという問題を明らかにした。そこで、課税権喪失への対応と金融取引としての経済合理性というバランスを考慮した上でクロスボーダーエクイティ・スワップに対する適切な規定を設けて我が国の課税権確保に対処していくべきことを述べた。

第2章では、2010年にI.R.C.871(m)を制定しクロスボーダーエクイティ・スワップから生じる配当相当額に対し源泉徴収税を課すことにした米国の議論について考察を行った。2010年のI.R.C.871(m)制定時には個別的な4要素を用い、取引期間中に配当相当額を受け取る者が実質的に参照株式の所有者であると考えられる場合について当該配当相当額に源泉徴収税を課すこととしたが、今後は、米国源泉配当のキャッシュ・フローを生じさせる取引全般に源泉徴収の対象を広げ、取引開始時に取引の価値と参照株式の価値とを客観的に比較し、取引と参照株式の経済的相当性を測定する方法であるデルタテストや実質相当性テストを行い、源泉徴収の対象取引を判別していく方向であることが確認できた。

第3章では、我が国の先行研究及び米国の議論をふまえた上で、クロスボーダーエクイティ・スワップに対するわが国の今後の方向性について中里実氏が先行研究で示したアプローチを検討し、我が国のクロスボーダー取引への課税の歴史的経緯を鑑みると、個別的なソース・ルールをアドホックに制定していくアプローチの方が、立法を考える上では柔軟に対応し易く現実的な提案であるとの結論を示した。そして、課税対象とする配当相当額を受け取る者が実質的に参照株式の所有者である外観を有している取引の判別方法としては、米国での最新の議論であるデルタテストや実質相当性テストが未だ米国で施行されていないことを考慮すると、まずは米国で現在施行されているI.R.C. § 871(m)の4要素を中心に我が国でも法律を制定し課税権の確保に対応していくべきことを提案した。